

議案第 58 号

木津川市共同浴場条例の一部改正について

木津川市共同浴場条例（平成 19 年木津川市条例第 127 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

大規模災害等により居宅において入浴施設が利用できない場合等に、共同浴場の入浴料を減免することができるようにするため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市共同浴場条例の一部を改正する条例（案）

木津川市共同浴場条例（平成19年木津川市条例第127号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（入浴料） 第3条 （略） 2 （略） 3 市長は、高齢者カードの交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、高齢者カードの返却を求めることができる。 （1）～（3） （略） <u>（入浴料の減免）</u> <u>第4条</u> 市長は、公共又は公益上必要があると認める場合その他特別の理由があると認める場合は、入浴料を減額し、又は免除することができる。 <u>第5条～第10条</u> （略）	（入浴料） 第3条 （略） 2 （略） 3 市長は、高齢者カードの交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第1項に定める入浴料の減免の取消し及び</u>高齢者カードの返却を求めることができる。 （1）～（3） （略） <u>第4条～第9条</u> （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 5 8 号 木津川市共同浴場条例の一部改正について	
担 当 課	社会福祉課 福祉総務係	
提 案 事 項 の 概 要 等 (必要性、効果等)	共同浴場の入浴料について、大規模災害等により居宅において入浴施設が利用できない場合等に減免できるよう木津川市共同浴場条例及び木津川市共同浴場条例施行規則の一部を改正し、減免規定を設けるものです。 あわせて、京都府が実施している「子ども銭湯利用促進事業」について、本市においても協調して実施することで、子どもたちが銭湯を体験し、銭湯の魅力・文化に触れる機会を創出します。	
提案に至るまでの経緯	・京都府から「子ども銭湯利用促進事業」実施についての打診（7月28日） ・令和8年熊本地震発生（7月28日） ・担当課において、条例改正について検討及び府南部共同浴場設置自治体の意向確認 ・京都府から「子ども銭湯利用促進事業」参加依頼（8月17日）	
市 民 参 加 の 状 況	☐ 有 ☒ 無	
市総合計画の位置付け	基 本 方 針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政 策 分 野	4 福祉
	施 策	① 地域福祉 I. 地域福祉の推進
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	☒ 単年度（令和8年度） ☐ 複数年（ 年度）	
	0円	
将来にわたる効果及び経費の状況	市内及び周辺地域において、大規模災害等により居宅において入浴施設を利用できない事態が発生した場合、災害の規模に応じて減免を行うことで、被災者の支援を行うことができます。 また、府に協調して「子ども銭湯利用促進事業」を実施することで、子どもたちが京都の銭湯文化に触れる機会を創出することができます。	